

地震・津波災害対策編

地震・津波災害対策編 目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	2-1-1
第2節	計画の性格	2-1-1
第3節	災害時における個人情報の取扱い	2-1-2
第4節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	2-1-2
第5節	地震、津波の想定	2-1-2

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	2-2-1
第2節	地域防災活動活性化計画	2-2-3
第3節	防災訓練計画	2-2-4
第4節	通信確保計画	2-2-6
第5節	避難対策計画	2-2-6
第6節	要配慮者の安全確保計画	2-2-9
第7節	食料・生活必需品等の備蓄計画	2-2-10
第8節	孤立化対策計画	2-2-11
第9節	防災施設等整備計画	2-2-11
第10節	建築物等安全確保計画	2-2-12
第11節	交通施設等安全確保計画	2-2-13
第12節	ライフライン施設等安全確保計画	2-2-14
第13節	危険物施設等安全確保計画	2-2-19
第14節	津波災害防予防計画	2-2-20
第15節	地盤災害予防計画	2-2-20
第16節	火災予防計画	2-2-21
第17節	防災ボランティア育成計画	2-2-23
第18節	事業継続対策計画	2-2-23

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	2-3-1
第2節	津波警報・地震情報等の伝達計画	2-3-7
第3節	通信情報計画	2-3-16
第4節	情報の収集・伝達計画	2-3-17
第5節	広報広聴計画	2-3-19
第6節	交通確保・輸送計画	2-3-21
第7節	消防活動計画	2-3-22
第8節	津波・浸水対策計画	2-3-23
第9節	県、市町村等応援協力計画	2-3-24

第10節	自衛隊災害派遣要請計画	2-3-25
第11節	防災ボランティア活動計画	2-3-26
第12節	義援物資、義援金の受付・配分計画	2-3-27
第13節	災害救助法の適用計画	2-3-27
第14節	避難・救出計画	2-3-28
第15節	医療・保健計画	2-3-30
第16節	食料、生活必需品等供給計画	2-3-32
第17節	給水計画	2-3-33
第18節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	2-3-33
第19節	感染症予防計画	2-3-34
第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	2-3-35
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	2-3-36
第22節	応急対策要員確保計画	2-3-36
第23節	文教対策計画	2-3-37
第24節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	2-3-38
第25節	ライフライン施設応急対策計画	2-3-39
第26節	危険物施設等応急対策計画	2-3-40
第27節	防災ヘリコプター等活動計画	2-3-41

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	2-4-1
第2節	生活の安定確保計画	2-4-1
第3節	復興計画の作成	2-4-2

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

第1節	総則	2-5-1
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	2-5-2

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害対策基本法に基づき、岩泉町防災会議が作成する計画であり、各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して地震及び津波災害に対する防災に万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、町における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、県が実施した被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、平成15～16年度「地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」を実施）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震に対応できる防災体制の構築を図ることを目的とする。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に対する地震防災上重要な事項を定め、地震・津波防災対策の推進を図ることとしたものである。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「岩泉町地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として、町防災会議が作成する計画である。

この計画は、地震・津波災害対策として特記されるべき事項を定めるものであり、共通する事項については「岩泉町地域防災計画・本編」の定めるところによる。

第3節 災害時における個人情報の取扱い

〔本編・第1章・第4節 参照〕

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

第2 防災関係機関の業務の大綱

〔本編・第1章・第6節 参照〕

第5節 地震・津波の想定

第1 地震・津波の想定の基本的な考え方

- 1 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震がもたらした被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、「多重防災型」の総合的な防災対策を講じる必要がある。
- 2 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、大きな揺れとともに巨大な津波が発生したが、津波地震が単独で起きた場合には、大きな揺れを伴わず、住民が避難の意識を喚起されない状態で突然津波が押し寄せる可能性があることから、津波地震や遠地地震及び海外での大規模な噴火を伴う津波を想定した避難に関する対策も検討する。

第2 想定する地震・津波の考え方

1 想定地震

本町に影響を及ぼすおそれのある地震として内陸直下地震及び海溝型地震（日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震及び2011年（平成23年）東北地方太平洋沖地震を含む。）を対象に、過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

2 想定津波

基本的に次の2つのレベルの津波を想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L 2 津波）
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L 1 津波）

- 5-1-1 岩手県津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興）
- 5-1-2 岩泉町津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興計画）
- 5-1-3 日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定
- 5-1-4 最大クラスの津波を包括した津波浸水想定

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町及びその他の防災関係機関は、職員に対する防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災意識の普及・徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティ（LGBT 等）の視点にも配慮することに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

〔本編・第2章・第1節・第2・1 参照〕

2 職員に対する防災教育

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、職員に対し、地震・津波時における適切な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を定期的に行い、又は関係機関が開催する講習会等に職員を参加させ、その他防災関係資料を配布して、防災知識の普及、防災リーダーの育成及び防災士の取得促進を図る。

- (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地震・津波対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 地震・津波に関する基礎知識
- エ 土木、建築、その他地震・津波対策に必要な技術
- オ 住民に対する防災知識の普及方法
- カ 地震・津波時における業務分担の確認
- キ 過去の災害対応の教訓（東日本大震災など。）

- (3) 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術（ハザードマップのレイヤー化、GIS（Geographic Information System の略称、地理情報システム）化等）を活用するよう努めるものとする。

3 住民に対する防災知識の普及

(1) 町(危機管理課)及び防災関係機関は、住民の防災に対する意識の高揚を図り、地震・津波時において、住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。

ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催

イ 広報誌の活用

ウ 起震車等による災害の疑似体験

エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

オ 防災関係資料の作成、配布

カ 防災映画、ビデオ、スライド等の上映、貸出し

キ 自主防災活動に対する支援

(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 地震及び津波に関する一般的知識

イ 緊急地震速報、津波警報、避難指示等の意味及び内容

ウ 平常時における心得

(ア) 避難場所、避難道路等を確認する。

(イ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー及び歯ブラシ等の口腔衛生用品等の備蓄及び非常持出品(救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。

(ウ) いざというときの対処方法を検討する。

(エ) 防災訓練等へ積極的に参加する。

(オ) 災害時の家族間の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

(カ) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

エ 地震及び津波の発生時の心得、避難方法

オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

キ 災害危険箇所に関する知識

ク 過去の主な災害事例

ケ 地震及び津波対策の現状

(3) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

(4) 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術(ハザードマップのレイヤー化、GIS(Geographic Information System)の略称、地理情報システム)化等)を活用するよう努めるものとする。

4 児童、生徒等に対する教育

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術（ハザードマップのレイヤー化、GIS（Geographic Information System の略称、地理情報システム）化等）を活用するよう努めるものとする。

〔本編・第2章・第1節・第2・4 参照〕

5 防災文化の継承

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を、次世代の職員等に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に生かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 町（危機管理課）及び防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、町（危機管理課）及び防災関係機関は、各種資料の活用等に努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

町（危機管理課）及び防災関係機関は、地震・津波災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第3 津波防災マップの作成

町（危機管理課）は、県が設定した日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）に基づき、津波防災マップを作成し、住民に対し、マップの意義、避難対象区域、避難場所等に関する周知、啓発に努める。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

- 3 町は、町内の一定の地区内の住民等から町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

〔本編・第2章・第2節・第2 参照〕

第3 消防団の活性化

〔本編・第2章・第2節・第3 参照〕

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

〔本編・第2章・第2節・第4 参照〕

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及びその他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種訓練を実施する。

第2 実施要領

1 実施方法

〔本編・第2章・第3節・第2・1 参照〕

2 実施に当たって留意すべき事項

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

〔本編・第2章・第3節・第2・2 参照〕

3 各訓練項目において留意すべき事項

町（危機管理課、消防防災課、町民課、健康推進課、地域整備課、上下水道課、教育委員会）は、地震・津波に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

（1）災害対策本部設置・運営訓練

災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、通信情報訓練や職員非常招集訓練と連携し、災害対策本部運営の実効性を担保する。

(2) 通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施する。

(3) 職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施する。

(4) 避難訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、住民の津波避難訓練を実施する。

(5) 避難所開設・運営訓練

行政と町内会、自主防災組織、NPO等が連携した訓練を実施する。この際、外国人、観光客や企業従業員等地域住民以外の人々の受入、感染症等対策に留意する。

(6) 救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施する。

(7) 医療救護訓練

多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設、応急手当等の医療活動訓練を実施する。

(8) 消防訓練

消防や消防団による訓練の他、地域住民、自主防災組織による初期消火訓練を実施する。この際、消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火にも留意する。

(9) 要配慮者を対象とした訓練

個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援者の活動における安全確保に留意する。

(10) 遺体対応訓練

最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。

(11) 多言語対応訓練

社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保健・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。

(12) 施設復旧訓練

ライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。

(13) 交通規制訓練

緊急輸送を確保するための関係機関の連携、規制の周知等に係る訓練を実施する。

第4 通信確保訓練

第1 基本方針

- 1 町及びその他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 町及び防災関係機関は、災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。
また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

第2 通信施設の整備等

〔本編・第2章・第5節・第2 参照〕

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、地震による津波、火災等から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、避難に必要な手段、体制等の整備を図るとともにその周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

〔本編・第2章・第6節・第2・1 参照〕

2 津波避難計画

- (1) 町（危機管理課）は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議の上、県の津波浸水想定の設定を踏まえ、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。

ア 津波浸水予想地域の設定（当該区域の設定に際しては、予想を超える可能性があることに留意し、町民の避難を軸とした避難計画となるよう配慮する。）

イ 避難対象地域

ウ 避難困難地域

エ 避難場所等、避難路等の指定・設定（特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。）

オ 初動体制

カ 避難誘導等に従事する者の安全の確保

キ 津波情報等の収集・伝達

ク 避難指示等の発令

ケ 津波防災教育・啓発

コ 津波避難訓練の実施

サ その他の留意点

（2）町（危機管理課）は、津波避難計画を策定する場合においては、次の事項に留意するものとする。

ア 避難路の状況や防潮堤防の設置状況、高台・津波避難ビルの位置及び警報伝達方法などの地域の実情を踏まえること。

イ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波を対象として、県が令和3年度に実施した津波浸水想定の設定を踏まえた津波対策を構築すること。

（3）避難対象地域の住民は、町の津波避難計画等の策定後、「地域ごとの津波避難計画」の策定に取り組むこととし、県及び町が一体となって支援する。

3 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

〔本編・第2章・第6節・第2・2参照〕

4 広域避難及び広域一時滞在

〔本編・第2章・第6節・第2・3参照〕

第3 避難場所等の整備

〔本編・第2章・第6節・第3参照〕

第4 避難所の運営体制等の整備

〔本編・第2章・第6節・第4参照〕

第5 避難行動要支援者名簿

〔本編・第2章・第6節・第5参照〕

第6 避難に関する広報

〔本編・第2章・第6節・第6 参照〕

第7 避難訓練の実施

〔本編・第2章・第6節・第7 参照〕

第8 津波に対する住民等の予防措置

1 住民の予防措置の周知（危機管理課）

（1）津波に対する正しい知識を身につける。

ア 津波は、大きな揺れを伴う地震のときだけ来るとは限らない。

イ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

ウ 津波は、繰り返し来襲し、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震、遠地地震、火山噴火等により津波が発生する可能性もある。

オ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

カ 地震、津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、避難場所自体が被災することもあり得る。

（2）日頃から、津波に対する備えを怠らない。

ア 避難場所、避難路等を確認する。

イ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

ウ いざというときの対処方法を検討する。

エ 防災訓練等へ、積極的に参加する。

オ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

（3）次の場合は、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。この場合において、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。

ア 強い揺れを感じたとき。

イ 弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。

ウ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。

（4）正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。

（5）避難指示に従って行動する。

- (6) 津波は、繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除されるまで、海岸に近付かない。
- 2 船舶の予防措置の周知（農林水産課）
- (1) 次の場合は、直ちに津波に備えた措置をとる。
- ア 強い揺れを感じたとき
 - イ 弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたとき
 - ウ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。
- (2) 津波に備えた措置は以下を基準とし、状況に応じた最善の措置をとる。
- ア 小型船は着岸し陸上避難する。時間的余裕がある場合は、陸揚げ固縛又は係留強化をする。陸上避難が困難な場合は、操船性を保持し、津波の流れが弱くなる水域へ避難する。
 - イ 大型船、中型船は港外退避する。港外退避が困難な場合は、状況に応じて港内避泊、係留避泊、陸上避難などの措置をとる。
- (3) 正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手する。
- (4) 津波は、繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除されるまで、気を緩めない。

第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 町は、避難情報の発令のマニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。
- 2 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

〔本編・第2章・第7節・第2・1 参照〕

第3 避難行動要支援者避難支援計画の作成

〔本編・第2章・第6節・第2・2 参照〕

第4 避難行動要支援者の実態把握及び避難支援プラン（個別計画）の作成

〔本編・第2章・第7節・第2・2 参照〕

第5 災害情報等の伝達体制の整備

〔本編・第2章・第7節・第2・3 参照〕

第6 避難誘導

〔本編・第2章・第7節・第2・4 参照〕

第7 避難生活支援

〔本編・第2章・第7節・第2・5 参照〕

第8 社会福祉施設等の安全確保対策

〔本編・第2章・第7節・第2・6 参照〕

第9 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

〔本編・第2章・第7節・第2・7 参照〕

第10 外国人の安全確保対策について

〔本編・第2章・第7節・第2・8 参照〕

第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

第2 町（危機管理課、経済観光交流課）の役割

〔本編 第2章 第8節 第3 参照〕

第3 住民及び事業所の役割

1 住民の役割

〔本編 第2章 8節 第4・1 参照〕

2 事業所の役割

〔本編 第2章 8節 第4・2 参照〕

第8節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 孤立化想定地域対策の推進

〔本編・第2章・第9節・第3 参照〕

第9節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

町は、震災時において迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

〔本編・第2章・第10節・第2 参照〕

第3 公共施設等の整備及び耐震化

県及び町（地域整備課）は、道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、漁港施設等の公共土木施設を町未来づくりプラン等に基づいて整備し、その耐震性の確保に努める。

その他、本編・第2章・第10節・第3による。

第4 消防施設の整備

〔本編・第2章・第10節・第4 参照〕

第5 防災用資機材等の整備

〔本編・第2章・第10節・第5 参照〕

第10節 建築物等防災計画

第1 基本方針

地震による被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化の促進等を推進することにより、町内の防災化を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保（地域整備課）

（1）町施設等の耐震強化

学校、診療所、庁舎等の防災上重要な建築物については、大災害発生時における避難及び救急救助活動の拠点建造物として耐震性の向上を図り、積極的にその機能を確保するよう努める。

また、防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない町の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

その他防災上重要な建築物に該当しない施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

（2）設備・備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、住民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

（1）建築物の耐震性の確保について広く住民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

（2）新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

（1）道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。

（2）特に、通学路及び避難場所周辺については、市町村においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

5 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

- (1) 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう強力に指導する。
- (2) 特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、市町村においても定期的に点検する。

6 家具等の転倒防止対策推進

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報誌等により町民への啓発、普及を図る。

7 地震保険への加入促進

地震保険は、地震等により被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、その制度の普及や加入促進に努める。

8 関係団体との協力

(社)岩手県建築士会岩泉支部等の建築物の設計、検査、調査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動等を行う。

第3 建築物の不燃化の促進

〔本編 第2章・第11節・第2 参照〕

第4 市街地開発事業の推進

〔本編 第2章・第11節・第3 参照〕

第11節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

地震による道路施設、鉄道施設及び漁港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

震災時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、必要な道路についてはその対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

- (1) 震災時における橋梁機能を確保するため、所管する橋梁について、耐震点検調査を実施し、必要な箇所については落橋防止装置等の耐震補強を実施する。

- (2) 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 トンネルの整備

震災時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要なトンネルについては、補強工事を実施する。

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の耐震性の向上

橋梁、木構造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

2 防災業務施設・設備の整備

- (1) 気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
- (2) 一定規模以上の地震が発生した場合に、列車を早期に停止させる設備等を整備する。
- (3) 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

震災発生後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力体制
- (2) 復旧用資機材の配置及び整備
- (3) 列車及び旅客等の避難誘導等の事前広報

第4 漁港施設

輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープンスペース等を備えた防災拠点の整備の促進を図る。

第12節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本計画

地震・津波による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性及び耐浪性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等、安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電気事業者は、地震・津波による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の耐震性の向上

発電設備 (水力、地熱)		(1) ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 (2) 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計する。 (3) その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その他、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき設計する。 (4) 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
送電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に基づき設計する。
	地中電線路	(1) 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 (2) 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計する。 (3) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		(1) 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 (2) 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
配電設備	架空配電線路	電気設備の基準に基づき設計する。
	地中配電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

- 2 電気工作物の予防点検等
〔本編・第2章・第12節・第2・2 参照〕
- 3 災害対策用資機材の確保等
〔本編・第2章・第12節・第2・3 参照〕
- 4 ヘリコプターの活用
〔本編・第2章・第12節・第2・4 参照〕

第3 ガス施設

ガス事業者は、地震・津波によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 LPガス施設の整備（耐震性の向上）

製造施設 及び貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配管	（1）配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管とする。 （2）既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管への切替えを行う。
安全器具	（1）災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 （2）容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 （3）ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

〔本編・第2章・第12節・第3・2 参照〕

3 防災広報活動

震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- （1）ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置

(2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

〔本編・第2章・第12節・第3・3 参照〕

第4 上下水道施設

1 上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、地震・津波による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

水道事業者等は、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水、 導水施設	ア 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 イ 水源については、取水口上流等周辺の状態を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	ア ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 イ 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
送・配水施設	ア 送・配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。 イ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ウ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

町及び水道事業者等は、震災時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、地震・津波による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

〔本編・第2章・第12節・第4・2 参照〕

下水管渠	(1) 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。
------	---

	(2) マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 (3) 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、 終末処理場	(1) ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。 (2) 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。 (3) 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。

第5 通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を行うとともに、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

1 施設の耐震性及び耐浪性の向上

電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- (1) 津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐浪性の向上や耐水構造化を行う。
- (2) 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

2 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

- (1) 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
- (2) 主要な中継交換機を、分散配置する。
- (3) 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- (4) 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

3 重要通信の確保

〔本編・第2章・第12節・第5・2 参照〕

4 災害対策用機器及び車両の配備

〔本編・第2章・第12節・第5・3 参照〕

5 災害対策用資機材の確保等

〔本編・第2章・第12節・第5・4 参照〕

6 電気通信設備の点検調査

〔本編・第2章・第12節・第5・5参照〕

第13節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関（消防署）と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- （1）消防機関（消防署）は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。
- （2）消防機関（消防署）は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- | |
|--|
| ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査 |
| イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導 |
| ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導 |
| エ 地震動及び津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導 |

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

（1）沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

（2）不等沈下の著しいタンクの措置

ア 消防機関（消防署）は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

イ 消防機関（消防署）は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

消防機関（消防署）は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

(1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、地震時における自主的な災害予防体制の確立を図る。

(2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、実効性のある自衛消防力の確立を図る。

第14節 津波災害予防計画

第1 基本方針

- 1 津波災害の防止、軽減を図るため、水門等の施設の維持管理に努めるとともに、防災施設の整備を促進する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

第2 海岸保全施設の現況

〔本編・第2章・第15節・第2 参照〕

第3 津波災害予防対策

〔本編・第2章・第15節・第3 参照〕

第15節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止対策を実施する。

第2 土砂災害危険箇所及び防止施設の現況

〔本編・第2章・第16節・第2 参照〕

第3 崩壊危険地の災害防止対策

1 地すべり防止対策事業

県は、地すべり防止事業を推進するとともに、未着手箇所については、危険度の高い地区から順次対策を講ずる。

2 土石流対策事業

(1) 県は、国の社会資本総合整備計画等に基づき、土石流対策事業を推進する。

(2) 事業の実施に当たっては、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、要配慮者が利用する施設や避難所がある箇所等、緊急性の高い箇所を重点とする。

3 山地災害予防計画

(1) 県は、山地災害危険地区について、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。

(2) 治山事業の採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所については、県単独治山事業を継続して実施する。

(3) 県及び町は、山地災害危険地区の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

(1) 県は、社会資本総合整備計画等に基づき、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

(2) 事業の実施に当たっては、要配慮者が利用する施設や指定避難所がある箇所等、緊急性の高い箇所を重点とする。

(3) 町は、がけ崩れ危険住宅移転促進事業による住宅移転を促進する。

第4 宅地防災対策

県及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第16節 火災予防計画

第1 基本方針

1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を阻止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。

2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

〔本編 第2章・第17節・第2 参照〕

第3 消防力の充実強化

町（消防防災課）及び消防機関（消防署、消防団）は、大震災火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとする。

1 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒体制等を定める。
危険区域の火災防御計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防御計画	建物の構造、様態、規模から判断して、火災が発生した場合に延焼し、人命救助が見込まれる建築物等について定める。
危険物の防御計画	爆発、引火、発火、その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、施設等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関（消防署）をはじめ防災関係機関相互の協力のもと、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

（1）可搬式小型動力ポンプの配備増強

災害時の道路損壊等による交通障害下においても同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの配備の増強を図る。

（2）救助用資機材の整備

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

（3）消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

（4）消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(5) ヘリコプターの離発着場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリポートその他ヘリコプターの離着陸場の確保及び適正な配置に努める。

第17節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第2章・第20節・第2 参照〕

第3 実施要領

〔本編・第2章・第20節・第3 参照〕

第18節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第2 事業継続計画の策定

〔本編・第2章・第21節・第2 参照〕

第3 企業等の防災活動の推進

〔本編・第2章・第21節・第3 参照〕

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及びその他の防災関係機関は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自が行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう措置する。
- 3 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町及びその他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。
- 5 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 6 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 7 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の再配置調整など、必要な調整を行う。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。

第2 町の活動体制

町本部長（統括・対策班）は、町の地域に地震災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩泉町災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩泉町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部

災害警戒本部は、「岩泉町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

資料編3-1-1 岩泉町災害警戒本部設置要領

(1) 設置基準

ア 岩手県に津波注意報が発表された場合

イ 町内で震度4を観測した場合

(2) 組織

〔本編・第3章・第1節・第2・2・(2) 参照〕

(3) 本部員等の事務

〔本編・第3章・第1節・第2・2・(3) 参照〕

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。

課	支所	担当内容
危機管理課	各支所	ア 地震情報及び津波警報・注意報の伝達 イ 潮位情報の収集 ウ 災害情報の収集
税務出納課	各支所	住家への浸水被害情報の収集
町民課	各支所	人的被害情報の収集
健康推進課	各支所	社会福祉施設等被害情報の収集
農林水産課	各支所	農業、林業及び水産業被害情報の収集
地域整備課	各支所	ア 都市施設被害情報の収集 イ 公共土木施設被害情報の収集 ウ 交通規制情報の収集
上下水道課	各支所	上下水道施設の被害情報の収集
教育委員会事務局	各支所	学校教育、社会教育施設等の被害情報の収集
消防防災課	各支所	ア 地震情報及び津波警報・注意報の伝達 イ 潮位情報の収集 ウ 災害情報の収集 エ 消防団の招集、配置及び運用

(5) 廃止基準

ア 災害警戒本部は、津波注意報が解除された場合において、町本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。

イ 町本部長（統括・対策班）は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(6) 職員の動員配備体制

〔本編・第3章・第1節・第3 参照〕

2 災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2及び岩泉町災害対策本部条例の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

(1) 設置基準

〔本編・第3章・第1節・第2・3・(1) 参照〕

(2) 組織

〔本編・第3章・第1節・第2・3・(2) 参照〕

(3) 分掌事務

ア 各部の文書事務

〔本編・第3章・第1節・第2・3・(3) 参照〕

イ 各部の活動項目

区分		活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 震度及び潮位の状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する予報・警報の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、県地方支部、町地区支部その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備
	3 公安警備対策（警察署）	避難指示等及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員会議の設置 (2) 地区支部に対する本部の対策動向の連絡 (3) 保健部救護班の活動開始準備

区分		活動項目
災害発生後	5 活動体制の徹底	(1) 本部及び各地区支部の配備体制及び職員の動員指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 県地方支部及び防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両、船舶等の確保 (5) 各部及び地区支部の配備状況の把握 (6) 地区支部に対する管内地区の被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）
	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 地震及び津波に関する情報の把握及び伝達 (6) 警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の伝達
	3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害情報及び災害対策の庁内放送 (3) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
	4 公安警備対策（警察署）	(1) 避難指示等及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施
	5 避難対策	(1) 避難指示等の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 指定避難所の設置、運営

区分	活動項目
6 自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
7 国及び県等に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
8 防災ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズの把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備
9 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類の判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
10 現地災害対策本部の設置及び調査班並びに現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
11 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋梁等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 海上輸送の確保 (7) 場外離発着場施設の被害状況の把握 (8) 航空輸送の確保
12 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あっせん
13 食料、生活必需品等物資の応急対策	(1) 食料の調達あっせん (2) 被服、寝具その他の生活必需品等物資の調達あっせん
14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の調達あっせん
15 感染症予防対策	(1) 感染症予防活動の実施 (2) 応急給水用資機材の確保

区分		活動項目
		(3) 感染症予防用資機材の調達あっせん
16	文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 町立学校等施設の応急対策の実施
17	農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品・医療用資機材の調達あっせん
18	土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事対応対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 土砂災害危険箇所における災害防止対策の実施
19	県・国等への陳情 要望対策	(1) 県・国等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する県・国の動向把握及びその対策
20	被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
21	被災者に対し生活 支援	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 公共土木施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付 (9) 家屋等被害調査 (10) り災証明、被災届出証明に関すること

(4) 廃止基準

〔本編・第3章・第1節・第2・3・(4) 参照〕

(5) 職員の動員配備体制

〔本編・第3章・第1節・第3 参照〕

第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 大津波警報、津波警報、津波注意報、地震・津波情報及び津波予報（以下、本節中「津波警報等」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、津波警報等を住民、防災関係機関に確実に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
町本部長	津波警報等の周知
県本部長	津波警報等の市町村等に対する伝達

第3 実施要領

1 津波警報等の種類及び伝達

（1）地震動の警報及び地震情報の種類

ア 緊急地震速報（警報）

（ア）気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

（イ）緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

（ウ）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

イ 地震情報の種類と内容

町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュー	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、

種類	発表基準	内容
	ド7.0以上の地震が発生した場合 ・〇想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

ウ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道機関等へ提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防

解説資料等の種類	発表基準	内容
	・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある。）
地震活動図	・定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料

（２）津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

- （ア）気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や震源を即時に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、発表する。
- （イ）津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。
- （ウ）大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。
- （エ）津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を求めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

(オ) 予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される 津波の最大 波の高さが 高いところ で3mを超 える場合	10m超 (10m<予想される津波の高 さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋 が全壊・流失し、人は津波によ る流れに巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人は、ただちに 高台や津波避難ビルなど安全な 場所へ避難する。警報が解除さ れるまで安全な場所から離れな い。
		10m (5m<予想される津波の高 さ $\leq$ 10m)		
		5m (3m<予想される津波の高 さ $\leq$ 5m)		
津波警報	予想される 津波の最大 波の高さが 高いところ で1mを超 え、3m以 下の場合	3m (1m<予想される津波の高 さ $\leq$ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が 襲い、浸水被害が発生する。人 は津波による流れに巻き込まれ る。沿岸部や川沿いにいる人は ただちに高台や津波避難ビルな ど安全な場所へ避難する。警報 が解除されるまで安全な場所か ら離れない。
津波 注意報	予想される 津波の最大 波の高さが 高いところ で0.2m以 上、1m以 下の場合で あって、津 波による災 害のおそれ がある場合	1m (0.2m $\leq$ 予想される津波の 高さ $\leq$ 1m)	(表記しな い)	海の中では人は速い流れに巻 き込まれ、また、養殖いかだが 流失し小型船舶が転覆する。海 の中にいる人はただちに海から 上がって、海岸から離れる。海 水浴や磯釣りは危険なので行わ ない。注意報が解除される まで海に入ったり海岸に近付い たりしない。

イ 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容	留意事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によって、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等ため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

(※1)・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m以下	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2)・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沖合で観測された津波の最大波の観測値(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)及び沿岸での推定値の発表内容は以下のとおり。

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

ウ 津波予報の内容

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 伝達系統

津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予報・警報の区分	発表機関	伝達系統
大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁本庁又は大阪管区气象台	資料編3-2-5 津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図のとおり。
地震及び津波に関する情報	気象庁本庁 盛岡地方气象台	

(4) 伝達機関等の責務

ア 津波警報等の発表機関及び伝達機関は、津波警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、津波警報等の伝達先その他必要な要領を定める。

イ 津波警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

ウ 津波警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、津波警報等の受信、伝達等が確実にできるよう、通信手段の複数化に努める。

(5) 町の措置

ア 津波警報等を受領した場合は、次により、直ちに通知を行う。

内容	担当課	通知先
(ア) 津波警報等 (イ) 津波に関する情報	危機管理課、消防防災課 ※災害警戒本部又は災害対策本部の設置時は、統括・対策班、防災情報・通信班が対応	① 小本支所、岩泉消防署及び岩泉警察署 ② 所管事務の執行上、津波予報等を必要とする課長等 ③ 小本地区の住民 ④ 小本浜漁業協同組合（津波の場合）

イ 夜間、休日及び勤務時間外等における津波警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除き、本庁の当直員及び消防防災課員が行うものとし、津波警報等の発表を受領した本庁の当直員は、関係する職員に電話により通知する。

ウ 津波注意報以上（町内の震度4以上の地震含む）の発表があった場合は、直ちに、消防防災課において防災行政無線で津波浸水想定区域（小本）の住民に対して避難指示の発令伝達を行い、体制が整いしだい危機管理課で対応する。

エ 津波警報等の通知又は通報は、原則として電話及び岩泉町防災行政無線により行う。

オ 津波警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地区支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震・津波情報の把握に努める。

カ 津波警報等の広報は、おおむね次の方法による。

① 防災行政無線	⑤ ソーシャルメディア
② 電話（IP告知端末機器）	⑥ 広報車
③ 携帯端末の緊急速報メール機能	⑦ サイレン及び警鐘
④ 防災メール	⑧ 自主防災組織等の広報活動

(6) 防災関係機関の措置

ア 小本浜漁業協同組合

津波警報等の連絡を受けた場合は、航行中及び入港中の船舶並びに港湾及び海岸での操業者等（釣り人等含む。）に周知する。

イ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

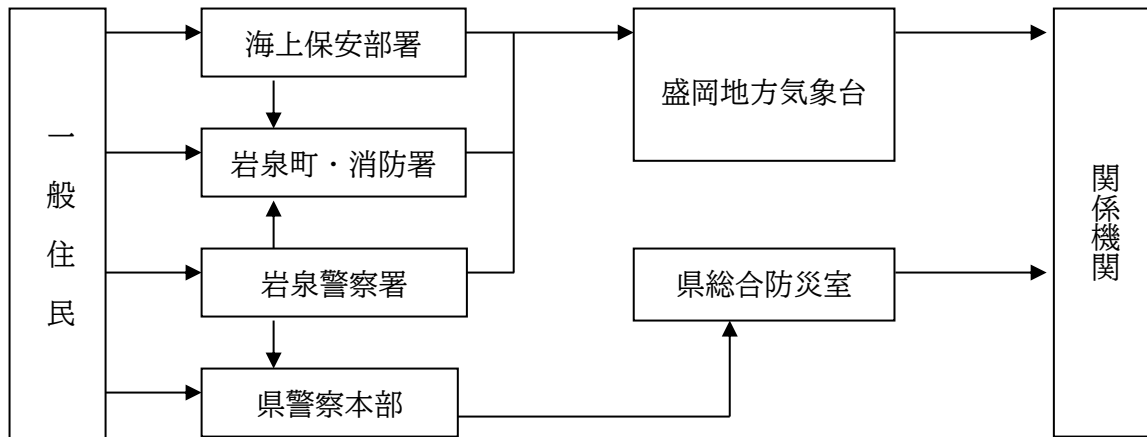
ア 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに町長（災害警戒本部等設置時は一般情報班）、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町長（災害警戒本部等設置時は防災情報・通信班）に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町長等の通報先

通報を受けた町長（災害警戒本部等設置時は統括・対策班）等は、盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報するとともに、予防等の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。

〔異常現象の通報、伝達経路〕



(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区 分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 町及びその他の防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
〔本編・第3章・第3節・第2・1 参照〕
- 2 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
〔本編・第3章・第3節・第2・2 参照〕

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- 5 町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- 6 町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

〔本編第3章・第4節・第2 参照〕

第3 実施要領

- 1 災害情報の収集、報告
 - （1）町本部長（統括、防災情報・通信班）は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
 - （2）町本部長（統括、防災情報・通信班）は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
 - （3）町本部長（統括、防災情報・通信班）は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。

- (4) 町本部長（統括、防災情報・通信班）は、災害の規模及び状況により、当該市町村本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長その他の防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	エ 応援業務の内容
イ 活動地域	オ 携行すべき資機材等
ウ 応援期間	カ その他参考事項

- (5) 町本部長（統括・対策班）は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に報告する。
- (6) 町本部長（統括・対策班）は、当該市町村の区域内で震度5強以上を観測した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。
- (7) 町本部長（統括・対策班）は、県本部と連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- (8) 町本部長（統括・対策班）は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等について早期に把握し、県に報告する。
- (9) 町本部長（防災部）（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。
- (10) 町本部長（防災情報・通信班）は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
- ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
- イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
- ウ 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。
- (11) 町本部長（防災情報・通信班）は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

2 災害情報収集の優先順位

〔本編・第3章・第3・2 参照〕

3 災害情報の報告要領

〔本編・第3章・第3・3 参照〕

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

町及びその他の防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 町と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 町本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

(3) 伝達手段の確保

ア 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。

イ 有線、無線通信施設が地震により損壊した場合においては、第3節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。

ウ すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして、災害情報の収集伝達に努める。

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。特に要配慮者が必要とする情報について配慮する。

- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
町本部長	1 災害の発生状況 2 津波警報等及び災害発生時の注意事項 3 町長等が実施した避難指示等 4 避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
県本部長	1 災害の発生状況 2 津波警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難指示等 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報

第3 実施要領

1 広報活動

〔本編・第3章・第5節・第3・1 参照〕

2 広聴活動

〔本編・第3章・第5節・第3・2 参照〕

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を十分考慮する。
- 5 県及び町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第6節・第2 参照〕

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

〔本編・第3章・第6節・第3・1 参照〕

2 防災拠点等の指定

〔本編・第3章・第6節・第3・2 参照〕

3 緊急輸送道路の指定

〔本編・第3章・第6節・第3・3 参照〕

4 道路啓開等

〔本編・第3章・第6節・第3・4 参照〕

- 5 交通規制
〔本編・第3章・第6節・第3・5 参照〕
- 6 災害時における車両の移動
〔本編・第3章・第6節・第3・6 参照〕

第4 緊急輸送

〔本編・第3章・第6節・第4 参照〕

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防御計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線や輻輳による119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 津波警報等の発表時に津波浸水想定区域内において消防活動を行うに当たっては、消防職員及び消防団員の安全並びに消防活動の継続を図るため、津波到達予想時刻の10分前までには、高台等の安全な場所へ退避する。
- 5 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援要請を行う。
- 6 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

〔本編第3章・第7節・第2 参照〕

第3 実施要領

- 1 町本部長の措置
〔本編第3章・第7節・第3・1 参照〕
- 2 消防機関の長の措置
〔本編第3章・第7節・第3・2 参照〕
- 3 緊急消防援助隊
〔本編第3章・第7節・第3・3 参照〕

第8節 津波・浸水対策計画

第1 基本方針

- 1 洪水及び津波等による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 浸水想定区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 津波警報等、発表時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
県本部長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の閉鎖、応急復旧

第3 実施要領

洪水及び津波等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」に準拠して、次に次項を実施する。

1 監視、警戒活動

河川、海岸の管理者及び水防責任者（建設班、防災班）は、津波警報・注意報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、あらかじめ定めた安全対策に従い、河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要水防箇所の監視及び警戒にあたる。

2 水門等の操作

- (1) 水門、樋門、高圧又は高位部の水路等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波警報等が発表された場合、又は町内に震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、閉鎖する。
- (2) 地震・津波の水門閉鎖箇所及び担当消防分団等は、河川水門調べのとおりであり、河川水門管理要綱に基づき適正に実施する。

[資料編2-13-2 河川水門調べ](#)

[資料編2-13-3 河川水門管理要綱](#)

(3) 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、町本部（建設班）及び県地方支部土木班長等に応援を要請する。

(4) 町本部長（建設班）及び県地方支部土木班長等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、速やかに操作を行う。

3 浸水対策用資機材の確保

(1) 町本部長（地域整備課）は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、確保を図る。

(2) 町本部長（建設班）は、自らの力をもっては浸水対策用資機材に不足を生ずるような場合においては、県地方支部土木班長等を通じて、県本部長に応援を要請する。

4 浸水防止応急復旧活動

(1) 河川、海岸

ア 各管理者は、地震により、堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。

イ 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

(2) 農業施設

各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

第9節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。

2 町及びその他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。

- 3 町は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 4 町及びその他の防災関係機関は、応援・受援計画を定めるよう努め、また、応援計画や受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 5 危険性や専門性の高い業務の実施体制を自ら確保できない場合は、躊躇なく自衛隊などの専門機関への応援等を県に要請する。
- 6 広域的な災害であっても応援を迅速に確保するため、まずは、近隣の市町村や関係団体等に応援を要請する。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第9節・第2 参照〕

第3 実施要領

- 1 市町村の相互協力
〔本編・第3章・第9節・第3・1 参照〕
- 2 県による市町村応援
〔本編・第3章・第9節・第3・2 参照〕
- 3 防災関係機関の相互協力
〔本編・第3章・第9節・第3・3 参照〕
- 4 団体等との協力
〔本編・第3章・第9節・第3・4 参照〕
- 5 消防活動に係る相互協力
〔本編・第3章・第9節・第3・5 参照〕
- 6 経費の負担方法
〔本編・第3章・第9節・第3・6 参照〕

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

町本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救護及び応急復旧が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時期を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材等によらなければ困難と思われる場合は、県本部長に対し、自衛隊に対する災害派遣の要請を依頼する。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第10節・第2 参照〕

第3 実施要領

- 1 災害派遣の基準
〔本編・第3章・第10節・第3・1 参照〕
- 2 災害派遣命令者
〔本編・第3章・第10節・第3・2 参照〕
- 3 災害派遣時に実施する救援活動
〔本編・第3章・第10節・第3・3 参照〕
- 4 災害派遣の要請手順
〔本編・第3章・第10節・第3・4 参照〕
- 5 災害派遣部隊の受入れ
〔本編・第3章・第10節・第3・5 参照〕
- 6 自衛隊の自主派遣
〔本編・第3章・第10節・第3・6 参照〕
- 7 災害派遣に伴う経費の負担
〔本編・第3章・第10節・第3・7 参照〕

第11節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付・登録、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第11節・第2 参照〕

第3 実施要領

- 1 防災ボランティアに対する協力要請
〔本編・第3章・第11節・第3・1 参照〕
- 2 防災ボランティアの受入れ
〔本編・第3章・第11節・第3・2 参照〕

3 防災ボランティアの活動内容

〔本編・第3章・第11節・第3・3 参照〕

第12節 義援物資・義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第12節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 義援物資

〔本編・第3章・第12節・第3・1 参照〕

2 義援金

〔本編・第3章・第12節・第3・2 参照〕

第13節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たりますが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町本部長に委任する。
- 2 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第13節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 法適用の基準

〔本編・第3章・第13節・第3・1 参照〕

2 法適用の手続き

(1) 町本部長の措置

ア 町本部長（統括・対策班）は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を県地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。

イ 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」により、県本部長に報告する。

様式編 初期情報報告様式 人的及び住家被害報告 様式2

ウ 町本部長（統括・対策班）は、地震・津波による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

(2) 災害救助法適用の手続き

〔本編・第3章・第13節・第3・2 参照〕

3 救助の実施

〔本編・第3章・第13節・第3・3 参照〕

第4 救助の種類、程度、期間等

〔本編・第3章・第13節・第4 参照〕

第14節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を行うとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

- 1 避難指示等
〔本編・第3章・第14節・第2・1 参照〕
- 2 警戒区域の設定
〔本編・第3章・第14節・第2・2 参照〕
- 3 救出
〔本編・第3章・第14節・第2・3 参照〕
- 4 指定避難所の設置、運営
〔本編・第3章・第14節・第2・4 参照〕

第3 実施要領

- 1 避難指示等
〔本編・第3章・第14節・第3・1 参照〕
- 2 警戒区域の設定
〔本編・第3章・第14節・第3・2 参照〕
- 3 救出
〔本編・第3章・第14節・第3・3 参照〕
- 4 避難場所の開放
〔本編・第3章・第14節・第3・4 参照〕
- 5 指定避難所の設置、運営
〔本編・第3章・第14節・第3・5 参照〕
- 6 帰宅困難者対策
〔本編・第3章・第14節・第3・6 参照〕
- 7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援
〔本編・第3章・第14節・第3・7 参照〕
- 8 広域避難
〔本編・第3章・第14節・第3・8 参照〕
- 9 広域一時滞在
〔本編・第3章・第14節・第3・9 参照〕
- 10 住民等に対する情報等の提供体制
〔本編・第3章・第14節・第3・10 参照〕

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMA T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
県は、岩手DMA T等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。
- 2 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 3 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPA T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 必要に応じて、県本部長に対し、ヘリコプターによる傷病者の搬送を依頼する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請を行う。
- 8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うためのいわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）を設置する。
- 9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第15節・第2 参照〕

第3 初動医療体制

- 1 孤立、健康管理活動の準備
〔本編・第3章・第15節・第3・1 参照〕
- 2 医療救護班の編成
〔本編・第3章・第15節・第3・2 参照〕
- 3 現場医療救護所及び救護所の設置
〔本編・第3章・第15節・第3・3 参照〕

- 4 岩手DMA T及び医療救護班等の活動
〔本編・第3章・第15節・第3・4 参照〕
- 5 岩手DPATの活動
〔本編・第3章・第15節・第3・5 参照〕
- 6 医薬品及び医療資機材の調達
〔本編・第3章・第15節・第3・6 参照〕
- 7 広域災害・救急医療情報システムの整備
〔本編・第3章・第15節・第3・7 参照〕

第4 医療機関の活動

〔本編・第3章・第15節・第4 参照〕

第5 傷病者の搬送体制

- 1 傷病者の搬送の手続き
〔本編・第3章・第15節・第5・1 参照〕
- 2 傷病者の搬送体制の整備
〔本編・第3章・第15節・第5・2 参照〕

第6 個別疾患への対応体制

- 1 人工透析
〔本編・第3章・第15節・第6・1 参照〕
- 2 難病等
〔本編・第3章・第15節・第6・2 参照〕

第7 災害中長期における医療体制

〔本編・第3章・第15節・第7 参照〕

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

〔本編・第3章・第15節・第8 参照〕

第9 愛玩動物の救護対策

〔本編・第3章・第15節・第9 参照〕

第16節 食料・生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第16節・第2 参照〕

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
〔本編・第3章・第16節・第3・1 参照〕
- 2 物資の種類
〔本編・第3章・第16節・第3・2 参照〕
- 3 物資の確保
〔本編・第3章・第16節・第3・3 参照〕
- 4 物資の輸送及び保管
〔本編・第3章・第16節・第3・4 参照〕
- 5 物資の支給等
〔本編・第3章・第16節・第3・5 参照〕
- 6 住民等への協力要請
〔本編・第3章・第16節・第3・6 参照〕
- 7 物資の需給調整
〔本編・第3章・第16節・第3・7 参照〕
- 8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
〔本編・第3章・第16節・第3・8 参照〕

第17節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第17節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 給水

〔本編・第3章・第17節・第3・1 参照〕

2 応急給水用資機材の調達

〔本編・第3章・第17節・第3・2 参照〕

3 給水の方法

〔本編・第3章・第17節・第3・3 参照〕

4 水道施設被害汚染対策

〔本編・第3章・第17節・第3・4 参照〕

5 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

〔本編・第3章・第17節・第3・5 参照〕

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長	1 応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供 2 応急危険度判定士による建築物応急危険度判定の実施 3 応急危険度判定士の登録及び連絡調整
救助実施市	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

〔本編・第3章・第18節・第3・1 参照〕

2 住宅の応急修理

〔本編・第3章・第18節・第3・2 参照〕

3 公営住宅への入居のあっせん

〔本編・第3章・第18節・第3・3 参照〕

4 被災者に対する住宅情報の提供

町本部長（建設班）は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等及び地震により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知等を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 建築物の応急危険度判定

〔本編・第3章・第18節・第3・5 参照〕

6 被災住宅の危険度判定

〔本編・第3章・第18節・第3・6 参照〕

第19節 感染症予防計画

第1 基本方針

- 被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。
- 震災により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他市町村及び県の協力を得て、感染症予防措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第19節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

〔本編・第3章・第19節・第3・1 参照〕

2 感染症予防用資機材の調達

〔本編・第3章・第19節・第3・2 参照〕

3 感染症情報の収集及び広報

〔本編・第3章・第19節・第3・3 参照〕

4 実施方法

〔本編・第3章・第19節・第3・4 参照〕

第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第20節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 廃棄物処理

〔本編・第3章・第20節・第3・1 参照〕

2 し尿処理

〔本編・第3章・第20節・第3・2 参照〕

- 3 障害物除去
〔本編・第3章・第20節・第3・3 参照〕
- 4 災害救助法を適用した場合の障害物除去
〔本編・第3章・第20節・第3・4 参照〕

第21節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第21節・第2 参照〕

第3 実施要領

- 1 行方不明者及び遺体の搜索
〔本編・第3章・第21節・第3・1 参照〕
- 2 遺体の収容
〔本編・第3章・第21節・第3・2 参照〕
- 3 遺体の処理
〔本編・第3章・第21節・第3・3 参照〕
- 4 遺体の埋葬
〔本編・第3章・第21節・第3・4 参照〕
- 5 遺体埋葬の広域調整
〔本編・第3章・第21節・第3・5 参照〕
- 6 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬
〔本編・第3章・第21節・第3・6 参照〕

第22節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

震災時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第22節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 要員の確保

〔本編・第3章・第22節・第3・1 参照〕

2 確保の方法

〔本編・第3章・第22節・第3・2 参照〕

3 要員に対する従事命令等

〔本編・第3章・第22節・第3・3 参照〕

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

〔本編・第3章・第22節・第3・4 参照〕

第23節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第23節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 学校施設の対策

〔本編・第3章・第23節・第3・1 参照〕

2 教職員の確保

〔本編・第3章・第23節・第3・2 参照〕

3 応急教育の留意事項

〔本編・第3章・第23節・第3・3 参照〕

4 学用品等の給与

〔本編・第3章・第23節・第3・4 参照〕

5 授業料等の減免、育英資金の貸与

〔本編・第3章・第23節・第3・5 参照〕

- 6 学校給食の応急対策
〔本編・第3章・第23節・第3・6 参照〕
- 7 学校保健安全対策
〔本編・第3章・第23節・第3・7 参照〕
- 8 その他文教関係の対策
〔本編・第3章・第23節・第3・8 参照〕
- 9 被災児童、生徒の受入れ
〔本編・第3章・第23節・第3・9 参照〕

第24 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設及び治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第25節・第1・2 参照〕

3 実施要領

〔本編・第3章・第25節・第1・3 参照〕

第2 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第25節・第2・2 参照〕

3 実施要領

〔本編・第3章・第25節・第2・3 参照〕

第25節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者、管理者並びに石油等燃料の供給事業者は、震災時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 3 県及び町は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。
- 4 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

- 1 電力施設
〔本編・第3章・第26節・第2・1 参照〕
- 2 ガス施設
〔本編・第3章・第26節・第2・2 参照〕
- 3 上下水道施設
〔本編・第3章・第26節・第2・3 参照〕
- 4 電気通信施設
〔本編・第3章・第26節・第2・4 参照〕

第3 実施要領

- 1 電力施設
〔本編・第3章・第26節・第3・1 参照〕
- 2 ガス施設
〔本編・第3章・第26節・第3・2 参照〕
- 3 上水道施設
〔本編・第3章・第26節・第3・3 参照〕
- 4 下水道施設
〔本編・第3章・第26節・第3・4 参照〕

5 電気通信施設

〔本編・第3章・第26節・第3・5 参照〕

第26節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油類等危険物

- 1 実施機関（責任者）
〔本編・第3章・第27節・第2・1 参照〕
- 2 実施要領
〔本編・第3章・第27節・第2・2 参照〕

第3 火薬類

- 1 実施機関（責任者）
〔本編・第3章・第27節・第3・1 参照〕
- 2 実施要領
〔本編・第3章・第27節・第3・2 参照〕

第4 高圧ガス

- 1 実施機関（責任者）
〔本編・第3章・第27節・第4・1 参照〕
- 2 実施要領
〔本編・第3章・第27節・第4・2 参照〕

第5 毒物・劇物

- 1 実施機関（責任者）
〔本編・第3章・第27節・第5・1 参照〕
- 2 実施要領
〔本編・第3章・第27節・第5・2 参照〕

第27節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 基本方針

震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターを要請し、迅速な災害応急対策活動等を実施する。

ヘリコプターの活用を円滑に行うため、町本部はドクターヘリも含めて一元的なヘリコプターの要請、受け入れを行う。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第29節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 活動体制

〔本編・第3章・第29節・第3・1 参照〕

2 活動要件

〔本編・第3章・第29節・第3・2 参照〕

3 活動内容

〔本編・第3章・第29節・第3・3 参照〕

4 応援要請

〔本編・第3章・第29節・第3・4 参照〕

5 受入体制

〔本編・第3章・第29節・第3・5 参照〕

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原型復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐水、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

〔本編・第4章・第1節・第2 参照〕

第3 激甚災害の指定

〔本編・第4章・第1節・第3 参照〕

第4 緊急災害査定の促進

〔本編・第4章・第1節・第4 参照〕

第5 緊急融資等の確保

〔本編・第4章・第1節・第5 参照〕

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

震災により被害を受けた住民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活安定

〔本編・第4章・第2節・第2 参照〕

第3 中小企業への融資

〔本編・第4章・第2節・第3 参照〕

第4 農林漁業者への融資

〔本編・第4章・第2節・第4 参照〕

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

町は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

〔本編・第4章・第3節・第2 参照〕

第3 復興事業の実施

〔本編・第4章・第3節・第3 参照〕

第4 災害記録編纂計画

町は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域及び特別強化地域の指定

本町に関する推進地域及び特別強化地域の指定状況は、次のとおりである。

1 推進地域

法第3条の規定に基づき指定された推進地域の区域は、次のとおりである。

【令和4年10月3日内閣府告示第99号】 「下閉伊郡岩泉町」

過去の経緯

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

小本字大牛内（町道小本港線以南の区域に限る。）、小本字小掛、小本字鼻保、小本字須賀、小本字下中野、小本字家の向、小本字鉦、小本字南中野、小本字小本、小本字小成

2 特別強化地域

法第9条第1項の規程に基づき指定された強化地域の区域は、次のとおりである。

【令和4年10月3日内閣府告示第100号】 「下閉伊郡岩泉町」

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務及び業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町、県、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編・第1章・第6節「町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び

迅速な救助に関する事項

本節で定めるべき次の事項について、本編及び地震・津波災害対策編に定めるほか、津波防災地域づくりの推進に関する法律（平成23年法律第123号）第10条に基づき作成する「岩泉町津波防災地域づくり推進計画（以下「推進計画」という。）」に定める。

〔本計画に定めるべき事項であって推進計画に計上する事項〕

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項2 津波から防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項<ol style="list-style-type: none">(1) 津波からの防護(2) 津波に関する情報の伝達事項(3) 地域住民等の避難行動等(4) 避難場所及び避難所の運営・安全確保(5) 意識の普及・啓発(6) 消防機関等の活動(7) 水道、電気、ガス、通信、放送関係(8) 交通(9) 町が自ら管理等を行う施設等に関する施策(10) 迅速な救助3 関係者との連携強化の確保に関する事項<ol style="list-style-type: none">(1) 資機材、人員等の配備手配(2) 物資の備蓄・調達4 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項<ol style="list-style-type: none">(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等(2) 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知(3) 災害応急対策をとるべき期間等(4) 町のとるべき措置5 防災訓練に関する事項6 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項7 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 |
|---|